

案件（4）守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について（報告） 追加資料

## 守口市国民健康保険条例の改正内容

### 1 退職被保険者経過措置廃止

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日付けで公布され、国民健康保険法のうち退職被保険者の経過措置等に係る規定が削除されたことに基づく改正。

### 2 国民健康保険料の減額賦課に関する基準の見直し

令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」において、国民健康保険料の減額賦課に関する基準が改められることに基づく改正。

令和5年度

7割	1世帯当たりの所得	≦	43万円
5割	1世帯当たりの所得	≦	43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	1世帯当たりの所得	≦	43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

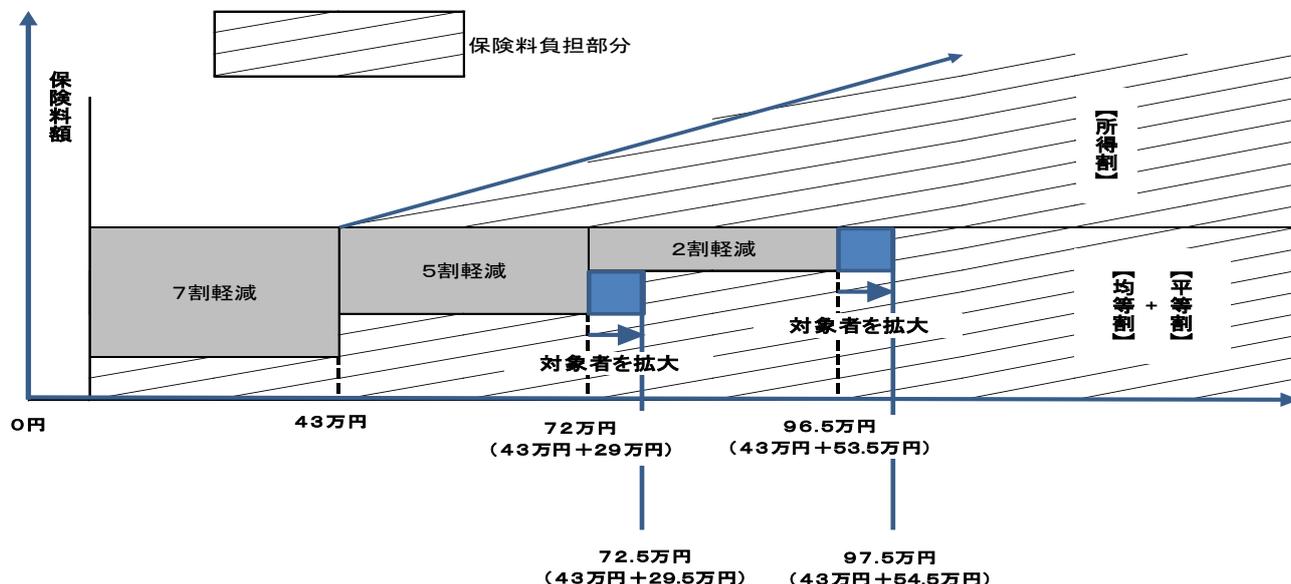


令和6年度

7割	1世帯当たりの所得	≦	43万円
5割	1世帯当たりの所得	≦	43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	1世帯当たりの所得	≦	43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

【改正イメージ】

※被保険者が一人の場合



## 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の保険料の減額について （守口市国民健康保険条例第18条の4関係）

### 1 減額の概要

世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」といいます。）がある場合において、当該出産被保険者に係る保険料の所得割及び均等割を減額します。

（参考）

国民健康保険料は、次の3つの方式により計算されます。

所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
均等割	世帯の被保険者数に応じて計算
平等割	1世帯にいくらかと計算

このうち、減額されるのは、所得割及び均等割

### 2 減額される期間

出産予定日又は出産日の前月（多胎妊娠の場合は、3か月前）（以下「出産予定月」といいます。）から、出産予定月の翌々月まで国民健康保険料を減額します。

なお、出産被保険者の保険料の減額措置の施行期日は、令和6年1月1日のため、令和6年1月以降に減額対象期間がかかる場合に減額の対象となります。

具体的には、令和5年11月以降に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者から対象となります。

※「出産」とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象。

#### ■減額対象期間

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の場合							
多胎の場合							

### 3 出産被保険者に関する届出

出産被保険者の保険料の減額を受けるためには、出産被保険者の属する世帯の世帯主からの届出が必要です。届出は、出産予定日の6か月前から行うことができます。なお、市が届出に必要な事項の確認ができる場合、届出を省略することができます。